

千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定め、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の6第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「研修」という。）を修了した者に対し、受講費用の一部を助成することにより、人材の確保及び介護サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(助成金の交付)

第2条 本事業の助成は、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、助成金を交付して行うものとする。

(助成対象者)

第3条 本事業の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市町村の課する市町村税に滞納がないこと。
- (2) 第5条第1項に規定する申請の日（以下「申請日」という。）が、研修を修了した日から1年を経過する日までの期間内であること。
- (3) 令和6年4月1日以降に資格を取得し、申請日において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う千葉市内の事業所に、直接雇用され、かつ3月以上継続して勤務していること。
- (4) 申請日において、次条第1項に規定する助成対象の経費（以下「対象経費」という。）の支払いを完了していること。

(対象経費及び助成金額)

第4条 対象経費は、研修に係る受講料及び教材費とする。ただし、申請しようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者と同一生計に属する者（以下「申請者等」という。）が実際に負担した費用に限るほか、勤務先の法人や他の団体等から当該経費について助成等を受け、又は受ける予定である場合は、当該助成等に係る額を助成対象から除く。

- 2 助成金額は、全額補助とする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てた額とし、25,000円を上限とする。なお、当該助成金の交付は1人につき、1回に限る。

(助成金交付申請)

第5条 申請者は、市長が別に定める期日までに千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 勤務先の法人等が発行する就労証明書（様式第2号）（発行された日から起算して30日以内のものに限る。）
 - (2) 市町村税に滞納がないことを証明する書類
 - (3) 申請者及び申請者等に対して発行された、対象経費の領収書
 - (4) 研修の修了証書の写し
 - (5) 前条第1項に規定する勤務先の法人や他の団体等からの助成等を受け、又は受ける予定である場合は、当該助成等に係る額を確認できる書類
- 2 前項の規定に関わらず、申請日が属する年の1月1日（申請日が1月1日から3月31日の場合は、前年の1月1日）において、千葉市に住所を有する申請者は、市が保有する個人情報

の利用に同意することで、提出書類のうち市町村税に滞納がないことを証明する書類を省略することができるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付を決定し、交付額を確定したとき又は審査の結果、助成金を交付することが不適当と認めるときは、千葉県主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付（不交付）決定兼交付額確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 規則第16条の規定による交付請求は、第5条に規定する交付申請書の提出をもって代えることができる。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定により、助成金の交付決定を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当することにより交付決定を取り消す場合は、千葉県主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により、助成対象者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、助成金を交付する旨の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、規則第18条第1項の規定による助成対象者の交付決定を取り消した場合において、助成金の返還を命じるときは、千葉県主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金（様式第5号）により、助成対象者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（あて先）千葉市長

千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付申請書（兼請求書）

千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金の交付を受けたいので、千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ 氏名				
	住所	〒			
	生年月日	昭・平	年	月	日
	メールアドレス	電話番号（ - - ） ※携帯電話など、平日の日中に連絡可能なもの			
個人情報 の利用 に係る 同意	（令和 年1月1日時点で千葉市在住者のみ） 市税納付情報について、市役所内の関係機関に調査、照会することを承諾します。 <u>※1月1日に千葉市外に在住している場合は、1月1日に住所を有する市町村の課する市町村税に滞納がないことの証明書の提出が必要です。</u>				<input type="checkbox"/> 同意する
	勤務先、他の団体等の関係機関に対し、費用の助成に係る調査、照会することを承諾します。				<input type="checkbox"/> 同意する
勤務先法人や他 団体等からの助 成有無申立	<input type="checkbox"/> 助成を受けている、または受ける予定がある（金額を記入） ※助成金の額及び内訳が分かる資料を添付してください。 助成（予定）額 円 <input type="checkbox"/> 助成を受けておらず、また今後も受ける予定がない				
研修修了（資格 取得）及び受講 料等の状況	受講終了研修名	主任介護支援専門員研修			
	修了日	令和	年	月	日
	受講に要した経費	ア	円		
	他の団体等から受けた（受ける）助成額	イ	円		
交付申請額	25,000円が申請額の上限です。（ア-イ）と上限額を比較して、低額となる金額を記入してください。		※1,000円未満切捨 円		
振 込 先	金融機関、 預金種別、 及び口座番 号	銀行（該当に○）	信用金庫		支店（該当に○）
		普通			出張所（番号は左詰め）
		（注）振込先の口座は、申請者本人名義のものに限ります。			

（必要書類と注意点）

- ①就労証明書（様式第2号）
- ②市町村税に滞納がないことの証明書：発行から3月以内のもの。**1月1日時点で千葉市在住者は原則不要**です。証明書の名称や証明範囲は市町村で異なりますので、居住地の税関係部署等にお問い合わせください。
- ③修了証明書の写し（コピー）
- ④受講料及び教材費の領収書 ※原則として、申請者本人名義に発行されたものに限ります。
- ⑤勤務先や他の団体等から助成等を受けた、または受ける予定の場合、当該助成等に係る額を確認できる書類

年 月 日

（あて先）千葉市長

所在地

名称

代表者職・氏名

印

※代表取締役、理事など代表者印を押印してください。

就労証明書

千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金の交付に当たり、下記の者の就業について、
 年 月 日現在で、3月以上継続して当事業所で直接雇用していることを証します。

記

被雇用者 (就労者)	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	勤務開始日	年 月 日から現在も就労中
	勤務形態	常 勤 ・ 非常勤 ※事業所等の管理者で（ある・ない）
勤務事業所	所 在 地	
	名 称	
	事業所番号	
	電 話 番 号	
<p>【研修受講料等の助成に関する証明欄】</p> <p>上記の者に対する 研修の受講料及び教材費の助成について、以下のとおりであることを証明します。（該当する□にチェックをつけてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 助成を行っている，または行う予定がある（金額を記入）</p> <p>助成（予定）額 _____ 円</p> <p><input type="checkbox"/> 助成を行っておらず、また、今後行う予定がない</p>		

※証明書の有効期限は発行された日から起算して30日以内です。

様

千葉市長



千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付（不交付）決定兼交付額確定通知書

千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金の交付について、次のとおり決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

交付の可否	可 ・ 不可
交付申請額	円
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円
不可の場合の理由	
その他	

教示

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市長



千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知した千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

教示

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市長



千葉市主任介護支援専門員資格取得者支援事業助成金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

交付決定額	円
返還金額	円
返還期限	
返還を命ずる理由	

教示

- 1 この処分について審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。